

公益財団法人日本バレーボール協会 国際大会派遣規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本会」という。）が承認した国際大会（国際バレーボール連盟およびアジアバレーボール連盟主催大会。以下「大会等」という。）に出場、参加する選手、コーチ、トレーナー、技術スタッフ、ドクター、総務等（以下「選手等」という。）が遵守する事項を定める。

(選手等の認定)

第2条 本会が大会等の派遣に承認する選手等は、本会が別に定める（2024年ビーチバレーボール国際大会出場基準）エントリー資格を全て満たしていなければならない。

2 選手等は、国際競技連盟等により定められたそれぞれの大会の資格認定条件をすべて満たした上で、本会が定めた誓約書の内容を理解したうえで、署名し、これらを遵守しなければならない。

3 選手等は、国際競技連盟等により定められた競技規定（FIVB Beach Volleyball Sports Operation Manual）及び公式ルール（Official Beach Volleyball Rules）を十分に理解していなければならない。

(選手等の遵守事項)

第3条 選手等は、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して斡旋、強要をし、また、不当に自己の利益を図ってはならない。

2 選手等は、個人の名譽を重んじ、第三者のプライバシーを守らなければならない。

3 選手等は、暴力、暴言、脅迫、威圧等の暴力的行為や、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ドーピング行為を含む薬物乱用等の反社会的な行為を行ってはならない。

4 選手等は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会勢力からいかなる利益・便宜等も受けてはならない。

5 選手等は、虚偽の証言等をして国際大会への参加意思を取り下げてはならない。

6 選手等は、大会等エントリーをするにあたり、合理的な理由なく出場のキャンセル、選手変更を行ってはならない。

(法令の遵守)

第4条 本会により認定された選手等は、日本並びに開催国及び開催地域・都市の法令を遵守しなければならない。

(薬物の使用禁止と性別の確認)

第5条 選手等は、国内外の検査機関等の要求に応じ、ドーピング検査及び性別確認の対象となることに同意する。

2 選手等は、大麻・麻薬・覚せい剤等の日本の法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、所持・使用等をしてはならない。

(安全管理)

第6条 選手等は、必ず保険に加入することとし、移動中及び遠征先での不慮の事故、盗難等については全て自己責任となることを了承の上で大会等に出場する。

2 選手等は、常に安全及び衛生に関する規則、通達、指示等を厳守し、その予防に努めなければならない。

(行動規範)

第7条 選手等は、本会が別に定める「ビーチバレーボール国際大会参加における行動規範」の内容を理解し、これを遵守する。

(肖像等)

第8条 選手等は、本会が認めた者が、大会期間中並びに大会に関連する手続及び行事の際、選手等を撮影、録画又は録音することに同意する。

2 本会は、大会主催者が承認した場合に限り、ビーチバレーボールの普及を目的とし、前項の規定により取得した選手等の肖像等（本人自身、写真・イラスト、名前、通称、手形、足形、音声などを含むがそれらに限られない。以下同じ。）を使用し、また、第三者に対して使用を許諾することができる。ただし、事前に選手等に承認を得ることとする。

3 選手等は、大会主催者及び本会の承諾なしに、大会等から支給されたユニフォーム等を着用して、又は、大会等で得たメダル若しくは賞状等と一緒に、撮影又は録画された自身の肖像等を商業目的で使用し、又はその使用を第三者に許諾してはならない。

4 日本代表選手の肖像権は「日本代表の肖像規定」に基づき本会が管理・運用する。

(服装)

第9条 選手等は、大会等に係るすべての公式行事（記者会見及び表彰式を含む）において、大会主催者が定めるルールに従い、支持された服装を着用しなければならない。ただし、合理的な理由がない等大会主催者が定めるルールに疑問が生じた場合には直ちに本会に相談し解決を図るものとする。

2 選手等は、その自覚と誇りを持って、服装をみだれなく、きちんと着用しなければならない。

3 選手等は、大会主催者から提供された服装を第三者に販売してはならない。

4 本会が指定する日本代表選手とチームを組む選手は本会が指定する服装を着用しなければならない。

(処分等)

第10条 選手等がこの規程（別に定める「ビーチバレーボール国際大会参加における行動規範」を含む。以下同じ。）に違反した場合、ビーチバレーボール強化委員会（以下「強化委員会」という。）は、選手等に次の処分を行うことができる。この場合において、本会は選手等に対し、処分の内容を書面で通知するものとする。

- (1) 指導、勧告、注意
- (2) 一定期間のエントリー停止処置
- (3) 選手等の認定の取消
- (4) その他必要な処分

(不服申立て)

第11条 処分を受けた選手等は、本会の下した処分に不服があるときには、日本スポーツ仲裁機構の規則に基づく仲裁により最終的に解決する。処分を受けた選手等は、本会による処分の通知から30日以内にこの仲裁を申し立てることができる。

(規程の変更)

第12条 この規程は、強化委員会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月22日から施行する。
- 2 2024年12月24日、一部条文の変更、施行